

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(別紙様式第三号)		(別紙様式第三号)	
(単位：百万円、%)		(単位：百万円、%)	
国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末 前期末
[略]			
連結レバレッジ比率 (5)			
[略]			
22	連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ)		
		[項を加える。]	
		[同左]	
		連結レバレッジ比率 (5)	
		[同左]	
22	連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		

	日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (「ホ」 / 「ヘ」)		
(注)			
(1) オン・バランス資産の額			
<u>a</u> 「連結貸借対照表における総資産の額」の項には、連結レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。			
<u>b～f</u> [略]			
<u>[(2) ～ (5) 略]</u>			
<u>(6)</u> 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率			
<u>a</u> 連結レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載すること（この場合には、当該項を削除することができる。）。			
<u>b</u> 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、連結レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。			
<u>c</u> (6) の全ての項につき、「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。			
<u>(7)</u> [略]			
(別紙様式第九号)			

(注)	
(1) オン・バランス資産の額	
[加える。]	
<u>a～e</u> [同左]	
<u>[(2) ～ (5) 同左]</u>	
[加える。]	
<u>(6)</u> [同左]	
(別紙様式第九号)	

(第一面)

(第一面)

(単位：百万円、%)

TLAC I : TLAC の構成				
国際様式の該当番号	項目	イ	ロ	
		当期末	前期末	
[略]				
外部 TLAC 比率及び資本バンプラー (6)				
[略]				
31	うち、G-SIB/D-SIB バンプラー比率			
日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率				
(7)				
	総エクスポージャーの額	(ナ)		
	日本銀行に対する預け金の額			
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額	(ナ)		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率	((ツ)) / (ナ)		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～d 略]

[(1)～(6) 略]

(単位：百万円、%)

TLAC I : TLAC の構成				
国際様式の該当番号	項目	イ	ロ	
		当期末	前期末	
[同左]				
外部 TLAC 比率及び資本バンプラー (6)				
[同左]				
31	うち、G-SIB/D-SIB バンプラー比率			
[項を加える。]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～d 同左]

[(1)～(6) 同左]

<p>(7) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率</p> <p>a 連結レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載すること（この場合には、当該項を削除することができる。）。</p> <p>b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、連結レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。</p> <p>o (7) の全ての項につき、「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。</p> <p>【(第二面)・(第三面) 略】</p>	<p>【加える。】</p> <p>【(第二面)・(第三面) 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記号は左記による。</p>	